

母子父子家庭等医療費受給者証ご利用の手引き

助成の対象

保険診療の自己負担分（30%）

※健康保険の使えないものは対象外です。

健康診断、薬の容器代、入院の食事代、差額ベッド料、文書料などは自己負担となります。

受給者証の使い方

●愛知県内

健康保険証等*と受給者証を病院や薬局などの窓口で見せると、保険診療の自己負担分を市が助成します。

*…資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証

●愛知県外

健康保険証等*を病院や薬局などの窓口で見せ、医療費の30%を支払い、後日、払戻の手続きをしてください。

**ひとり親の手当（児童扶養手当、県遺児手当、市母子父子福祉手当）が喪失となるような異動があったときは、受給者証を使用しないでください。
手続きが遅れても資格がなくなった日以降に使用した医療費は、返還していただきます。**

届出手続き

申請場所：子育て支援課（東館2階⑱番窓口）

*…資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証

こんなとき	届出	持ちもの	内容
・市内住所変更	住所変更届	受給者証、あなたとお子さんの健康保険証等*、新居の家屋名義が確認できるもの（賃貸契約書など）	新しい受給者証を郵送します。
・氏名変更	氏名変更届	受給者証、あなたとお子さんの健康保険証等*	新しい受給者証を郵送します。
・保険の加入状況の変更	保険変更届	あなたとお子さんの健康保険証等*	受給者証はそのまま使えます。
・結婚・事実上の婚姻 ・児童を扶養しなくなったとき ・市外（国外）へ転出 ・子どもが施設に入所 ・生活保護開始 ・無保険になった	資格喪失届	受給者証 ※施設入所、生活保護開始の場合はその日付のわかるもの	受給者証は 返却 してください。
・受給者証をなくした	再交付申請書	あなたとお子さんの健康保険証等*	受給者証を再発行して郵送します。

※状況によって新たに書類が必要になる場合があります。

※手続きには必ずご本人がお越しくください。代理人は手続きできません。

そのほか、状況が変わることがありましたらご相談ください。

受給者証の有効期間を確認してください。



更新手続き

毎年、11月1日から受給者証が切り替わります。更新についてのお知らせは7月下旬に送付しますので、必ずご確認ください。養育状況や所得などを確認して、審査をします。

審査により更新できる方には、10月下旬に11月1日以降の受給者証を郵送します。

※有効期間の切れた受給者証は子育て支援課または窓口センターへ返却してください。（郵送可）

医療費の払戻し申請（医療費の支払日翌日から5年以内）

○申請場所：子育て支援課（東館2階⑱番窓口） ※ご本人がお越しください。

		受給者証	健康保険証等 (資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証)	領収証 氏名・診療年月日・保険点数・領収金額・領収印が明記	通帳 保護者名義	支給決定通知書	その他
	県外受診など母子父子家庭等医療費受給者証を使わずに受診した場合	○	○	○ (原本)	○	—	
事前に健康保険で手続きが必要 ※健康保険組合への申請は申請期限が異なります。ご注意ください。	治療用装具・治療用眼鏡など治療材料の場合	○	○	○ (コピー可)	○	○ (原本)	医師の証明書または指示書 (コピー可)
	保険証等を忘れて100%支払った場合	○	○	○ (コピー可)	○	○ (原本)	—
	高額療養費・家族療養費付加に該当する場合	○	○	○ (コピー可)	○	○ (原本)	限度額適用認定証 ※お持ちの方

※領収書の原本を健康保険へ提出した場合、領収書はコピー可です。

※健康保険の使えないものは対象外です。

健康診断、薬の容器代、入院の食事代、差額ベッド料、文書料などは自己負担となります。



- ★学校でのケガは、母子父子家庭等医療費の払戻しはできません。日本スポーツ振興センターから給付が受けられる場合があります。学校で手続きをしてください。
- ★豊橋市の国民健康保険以外の健康保険に加入している方で、高額療養費を受け取った場合、豊橋市に返還していただくことがあります。該当の方へは通知します。
- ★交通事故など、第三者の行為によってケガなどをして病院を受診された場合は、受給者証を使用しないでください。やむを得ず、受給者証を使ったときは、子育て支援課（☎51-2335）へ必ず届け出てください。

豊橋市役所子育て支援課（東館2階⑱窓口）
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話 ☎ 0532-51-2335 メール ✉ kosodate@city.toyohashi.lg.jp
HP <https://www.city.toyohashi.lg.jp/45613.htm>

